

証券コード2397
2023年6月1日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目15番1号
株式会社DNAチップ研究所
代表取締役社長の場 亮

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.dna-chip.co.jp/corp/pdf/2023_24_shoshu.pdf

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名又は証券コード(2397)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

尚、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2023年6月20日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

5頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- 日 時 2023年6月21日(水曜日) 受付開場：午前9時30分
総会開始：午前10時
- 場 所 東京都港区海岸一丁目4番15号
島嶼会館 2階 会議室
- 目的事項
報告事項 第24期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)に関する事業報告の内容、及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

その他株主総会招集に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

（新型コロナウイルスに関するお知らせ）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、議決権の行使につきましては、書面又はインターネットによる事前行使の方法もご活用ください。

本株主総会に出席される株主さまは、株主総会開催日時時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日ですが、会場において感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dna-chip.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時

2023年6月21日（水曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■ 当日ご出席いただけない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

こちらを切り取って
ご返送ください



行使期限

2023年6月20日（火曜日）午後5時30分必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は5頁をご覧ください。

行使期限

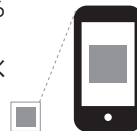
2023年6月20日（火曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています。



■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト ▶

<https://evote.tr.mufg.jp/>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。
詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行（株）証券代行部

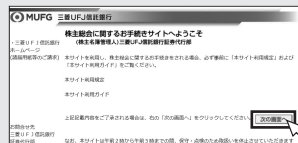
 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間：午前9時から午後9時まで）

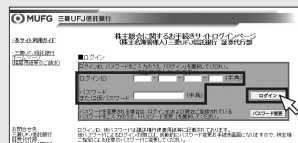
QRコード行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによつて、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通話料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

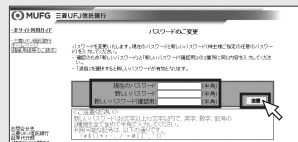
① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従つて
賛否をご入力ください。

事業報告

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①当期の状況

当事業年度における我が国経済は、年初から春先までは「まん延防止等重点措置」で欧米に比べ脱コロナ・ウィズコロナで出遅れ、対ロシア制裁の影響による物価上昇が個人消費の回復を遅らせながらも、その間設備投資が堅調拡大を維持し景気を下支えました。夏以降のコロナ感染拡大が収束した後はウィズコロナに移行、政府の支援策もあり個人消費は持ち直すも、年末にかけては海外景気の悪化を受けてモノの輸出が減少し、中国のゼロコロナ政策も混乱要因となりました。2023年3月には昨年から続く世界的な金融引き締めによる利上げの影響で米国の金融機関が破綻するなど金融不安が生じつつも、今後中国のゼロコロナ政策解除に伴う中国需要の復活やコロナ禍による経済社会活動への制約がほぼ解消され景気が感染状況に左右されないアフターコロナ期へ移行することで国内経済が緩やかに回復することが期待されます。

当社が属するヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に需要期待が高まっております。政府も成長戦略の一つと位置付けており、ヘルスケア産業の活性化は今後も引き続き見込まれております。

バイオ業界では、がんゲノム医療時代の幕開けと言える話題として、2019年6月に患者のがん細胞の遺伝子変異を調べて、最適な薬を選ぶ「がんゲノム医療」の遺伝子検査システムに公的医療保険が適用になりました。対象になるのは、原発不明がん、標準治療を終えたがんや希少がんの患者で、これまでは限られた医療機関において、自費で高額な費用をかけ、わずかな可能性にかけて検査を受け、使える薬を探っていたものが、公的医療保険を利用して全国の医療機関で広く検査を受けられるようになりました。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルといった製品を中心に、オンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認(以降薬事承認といいます。)を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした検査の保険算定が開始となりました。薬事試験・申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジーを中心とした診断分野での検査開発をさらに加速してまいります。また、次の主力検査として、複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルを開発し、薬事試験を進めてきておりました。本製品は、2021年10月28日

に薬事申請を行い、2022年11月16日に薬事承認を取得、2023年1月16日に保険適用の申請を行い、2023年2月13日より保険検査サービスを提供しています。当社は、肺がんコンパクトパネルを肺癌治療薬の開発状況に合わせ継続的に製品改良を重ね、製薬企業・検査センターと連携による販売促進活動を通して、本検査を市場へ普及させることを最優先事項として取り組んでおります。また、2023年1月24日に三井化学株式会社と資本業務提携契約を締結したことにより、当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と三井化学が有するライフサイエンス関連技術とのシナジー効果で、より高精度・高品質な診断ツールの開発が可能になり今後の診断事業の加速化に繋がることが期待できます。

この結果、当期の売上高は、327百万円（前期比76.5%）、営業損失は362百万円で、経常損失は365百万円、当期純損失は362百万円となりました。

（単位：千円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
2023年3月期	327,535	△362,890	△365,411	△362,343
2022年3月期	427,935	△166,614	△138,762	△134,046

事業部門別事業状況は次のとおりです。

【研究事業】

研究事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客として、遺伝子関連解析の各種サービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シーケンス受託解析サービスがあります。両サービスのどちらも大学や公的研究機関、製薬会社等の企業に対し積極的な提案型営業を行い、きめ細やかなフォローを推進しております。また、各種受託解析の実績から顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れるとともに、顧客ニーズに合わせた新規サービスメニューの拡充を図っております。また、核酸の抽出は遺伝子検査の非常に重要な最初のステップであり、当社の長年の研究開発の経験を元に、非常にクオリティの良い核酸抽出サービスを展開しています。

また、特に国の施策としても注目されている次世代シーケンスを活用した、「がんゲノム解析」や「遺伝子パネル解析」「網羅的な遺伝子解析」「マイクロRNA解析」を行う受託サービスにも注力しております。さらに「デジタルPCR受託サービス」等、多様化する研究ニーズに合わせた遺伝子解析メニューを展開しております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、多様化するユーザーの各種ニーズに応えることができる体制の構築と、クオリティの高いサービス内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

当事業年度の研究事業は、マイクロアレイ受託解析サービスが次世代シーケ

エンス受託解析サービスに移行する傾向が顕著となり、主としてその影響により売上が大幅に減少いたしました。その結果、当事業年度の研究受託事業の売上高は297百万円（前年同期比78.9%）となりました。

【診断事業】

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する、EGFRリキッド及び肺がんの分子標的薬の適用となる遺伝子異常を一括検査可能な肺がんコンパクトパネルの市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。EGFRリキッドは、2020年7月31日に薬事承認を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした検査の保険算定が開始となりました。この検査は、低侵襲的な血液遺伝子検査により、血中に微量に存在する血中腫瘍DNA上のEGFR変異を次世代シーケンス法により高感度に検出するリキッドバイオプシー検査です。肺がん組織の生検（気管支鏡検査、CTガイド下生検）は、侵襲性が高く患者さんへの負担も大きいことから、リキッドバイオプシー検査への期待が高まっています。また、EGFRリキッドに続いて、肺がん組織検査に特化した高感度な一括遺伝子検査パネル（肺がんコンパクトパネル）を開発し、2021年10月28日に薬事申請を行い、2022年11月16日に薬事承認を取得しました。肺がんコンパクトパネルは、EGFR・ALK・ROS1・BRAF・MET・KRASの薬剤適用の対象となっている遺伝子変異に加え、近い将来分子標的治療薬の上市が見込まれているHER2などのターゲット遺伝子の変異を検出します。初回の申請ではまず、EGFR・ALK・ROS1・METの4つの遺伝子変異に対応する分子標的治療薬のコンパニオン診断システムとして薬事申請を行い、薬事承認を得ました。また、2022年12月16日にBRAF(V600E)、RET融合遺伝子及びKRAS遺伝子(G12C)への適用を追加申請したことで、今後のコンパニオン診断対象を拡大していく予定です。現在本製品は、保険収載され検査サービスを提供しております。本手法は、高感度であることから細胞診（液性）を対象とした解析も可能であり、学校法人聖マリアンナ医科大学との共同研究でその有用性を示してきました。現在、多施設での評価を目的としたcPANEL多機関共同研究（学校法人聖マリアンナ医科大学及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンターを主幹施設とした全国から7施設）を実施しており、細胞診を対象とした肺がんコンパクトパネルの有用性評価と検体採取の標準化を進めています。2022年9月30日までに集積した検体を対象に中間解析評価を実施しており、2022年12月の肺癌学会学術集會にて成果を発表し、多機関の検証においても高い成功率が示されました。本多機関共同試験の症例エントリー及び検体集積は順調に進行し、2023年3月に目標症例数に到達し、現在学校法人聖マリアンナ医科大学でデータ解析が実施されております。本成果は2023年度の学術集會にて成果が公表される予定です。

2022年10月3日より臨床検査サービスの強化の一環として神奈川県川崎市に新ラボラトリーを開設し、肺がんコンパクトパネルを中心とした臨床検査を全国から検体を収集し、一括集約型Laboratory Developed Test (LDT) ラボとして検査サービスを提供しております。各種自動化及びシステム化による検体・情報

管理システムLaboratory Information Management System(LIMS)を導入し、効率的でトレース可能かつ頑健な臨床検査システムを構築し、日々改良を続けております。

診断事業の新規検査メニューとして、今年度より着床前胚染色体検査(PGT-A/PGT-SR)の準備を開始しております。「反復体外受精・胚移植(ART)不成功例、習慣流産例(反復流産を含む)、染色体構造異常例を対象とした着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)の有用性に関する多施設共同研究」における研究分担施設(解析実施施設)として日本産科婦人科学会倫理委員会により承認されております。2022年4月より不妊治療の保険適用が始まり、PGT-Aは先進医療での試験を経て保険適用を目指すという方針が示されています。日本産科婦人科学会が主導する検査の枠組みに準拠した形で、検査サービスを提供していく予定としております。2023年度内に、先進医療Bの枠組みでの検査サービス提供を実施する予定としております。

また、希少変異検出の技術を発展させたNOIR-SS技術(分子バーコード技術を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術)により、高感度に複数遺伝子を一括解析可能なリキッドバイオプシー検査サービスを研究用検査として提供しております。希少変異検出の独自特許技術及び薬事試験を通して培ったノウハウ、プログラム医療機器検査システムの構築ノウハウ、クリニカルシークエンスグレードでの精度管理・レポートシステムを活用し、リキッドバイオプシー分野・免疫プロファイル/バイオマーカー開発・抗体医薬開発分野での研究推進・医療現場での遺伝子解析の普及促進に貢献してまいります。また、大規模な解析結果から有益な情報を効率的に導き出すビッグデータ解析、AI技術開発も進めており、次世代型診断技術開発への応用やシーズ探索の効率化、検査系システムの頑健化・効率化に繋げていきます。

当事業年度の診断事業はコンパクトパネル事業の稼働準備に多くの経営資源を投入したため、売上高は30百万円(前年同期比59.1%)にとどまりました。

部門別売上高

	前 期 (2022年3月31日)		当 期 (2023年3月31日)		前期比 (%)
	金 額(千円)	構成比(%)	金 額(千円)	構成比(%)	
研 究 事 業	376,310	87.9	297,026	90.7	78.9
診 断 事 業	51,624	12.1	30,509	9.3	59.1
合 計	427,935	100.0	327,535	100.0	76.5

②研究開発の状況

当社の研究開発の目標は、主として診断に有用なコンテンツの開発を行うこととあります。このために、関連技術を有する大学・研究機関及び企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当事業年度に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

【診断メニュー拡充のための取り組み】

- ア 次世代シーケンサーを使用したがん診断技術・リキッドバイオプシーに関する研究開発
 - i. 次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発
 - ii. NOIR-SSをはじめとした希少変異解析技術・クリニカルシークエンス技術の開発
 - iii. AI技術・機械学習技術を活用したリキッドバイオプシー研究手法の開発
 - iv. Pan-cancer（多様ながん種）及び肺がん以外のがん種を対象とした遺伝子検査の開発
- イ 関節リウマチに関する研究
 - i. 関節リウマチの多剤効果予測に関する研究
 - ・DNAチップを使用した検査に関する研究
 - ・qPCRを使用した検査に関する研究
 - ii. 関節リウマチ新規病態マーカーに関する研究
- ウ 精神疾患診断に関する研究
 - i. うつ病及びストレス関連バイオマーカーに関する研究
 - ii. 新規リキッドバイオプシー解析技術による精神疾患の再分類に関する研究
- エ 認知障害・アルツハイマー病診断に関する研究

【当期に発表した論文】

- (a) 肺がんコンパクトパネルの技術論文(分析性能・臨床性能評価)
Kato K, Okami J, Nakamura H, Honma K, Sato Y, Nakamura S, et al. Analytical Performance of a Highly Sensitive System to Detect Gene Variants Using Next-Generation Sequencing for Lung Cancer Companion Diagnostics. *Diagnostics*. 2023;13:1476.
- (b) 細胞診を対象とした肺がんコンパクトパネルの臨床有用性評価
Morikawa K, Kida H, Handa H, Inoue T, Saji H, Koike J, et al. A Prospective Validation Study of Lung Cancer Gene Panel Testing Using Cytological Specimens. *Cancers*. 2022;14:3784.
- (c) 肺がんコンパクトパネルにより、古いアーカイブ検体からRET融合遺伝子を検出した症例報告

Morikawa K, Handa H, Ueno J, Tsuruoka H, Inoue T, Shimada N, et al. RET fusion mutation detected by re-biopsy 7 years after initial cytotoxic chemotherapy: A case report. *Front Oncol.* 2022;12:1019932.

- (d) 肺がんコンパクトパネルにより、低アレル頻度にてKRAS G12Cを検出した症例報告

Minami D, Takigawa N, Nakajima Y, Miyahara N, Mizumori Y, Ueda M, et al. Use of a highly sensitive lung cancer compact panel to detect KRAS G12D in the wash fluid from a lung tumor: A case report. *Thoracic Cancer.* 2022;13:1735-8.

- (e) 細胞診を対象とした肺がんコンパクトパネルの有用性評価(姫路聖マリア病院での使用実績)

Minami D, Takigawa N, Tada A, Nakajima Y, Miyahara N, Mizumori Y, et al. Usefulness of the High-sensitivity Lung Cancer Compact Panel™ with Cytological Specimens. *JJLC.* 2022;62:989-95.

- (f) NOIR-SS分子バーコード法により血漿腫瘍由来DNAフラグメントサイズと薬剤効果との関連を示した報告

Kunimasa K, Nishino K, Sato Y, Mori M, Ihara S, Suzuki H, et al. Fragment size and dynamics of EGFR-mutated tumor-derived DNA provide prognostic information regarding EGFR-TKI efficacy in patients with EGFR-mutated NSCLC. *Sci Rep.* 2022;12:13544.

- (g) MDA5抗体陽性皮膚筋炎のインターフェロンシグナル変動に関する研究報告

Koyama Y, Sato Y, Sakamoto M. POS0390 GENES OF “DEFENSE RESPONSE TO VIRUS” IN PERIPHERAL BLOOD OF ANTI-MDA5 POSITIVE DERMATOMYOSITIS WERE UPREGULATED AS COMPARE WITH OTHER FORMS OF DERMATOMYOSITIS. ~SUPPRESSING RIG-I LIKE RECEPTOR SIGNALING OR TYPE 1/2 INTERFERON SIGNALING WERE THE KEYS FOR SURVIVAL. *Ann Rheum Dis.* 2022;81:450. 2-451.

- (h) リキッドバイオプシーの臨床有用性に関する総説

Sato Y. Clinical utility of liquid biopsy-based companion diagnostics in the non-small-cell lung cancer treatment. *Explor*

Target Antitumor Ther. 2022;3:630-42.

- (i) NOIR-SS 分子バーコード法によるEGFR陽性肺癌の変異プロファイル解析
Sato H, Sasatani Y, Miyazaki K, Sato Y, Hizawa N. Significance of Polar Charged Amino Acids in Compound Mutations in EGFR-mutated Patients Treated With First-line Afatinib. In Vivo. 2022;36:1829-
- (j) NOIR-SS 分子バーコード法によるEGFR陽性肺癌のコンパウンド複合変異のプロファイリング
Sato H, Sasatani Y, Miyazaki K, Sato Y, Hizawa N. Prognostic significance associated with the number of compound mutations in epidermal growth factor receptor-mutated non-small cell lung cancer. Pol Arch Intern Med. 2022;132:16240.

【当期に取得・申請した特許】

当期に取得した特許は以下です。なお、申請した特許はございません。

①発明の名称：気分障害を検出する方法

出願番号：P2018-540333（日本）

登録番号：第7084580号

②発明の名称：気分障害を検出する方法

出願番号：16/335,526（米国）

米国特許登録番号：11555221

なお、2023年3月期の研究開発費は65,308千円であります。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は156,095千円であります。その主たるものは、新規ラボラトリー建設費用（建物、建物附属設備）及び研究用機器（工具、器具及び備品）であります。

(3) 資金調達の状況

当期において三井化学株式会社から第三者割当増資による資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、近年、ヒトiPS細胞関連の臨床試験が盛んに行われており、再生医療の実用化が本格化してきました。また、再生医療分野に異業種を含めた様々な業者が参入するなど、再生医療の産業化が本格的なステージに入ってきました。今後再生医療分野の市場規模は大きく拡大することが予想されております。最新のがん治療におきましては、従来の三大治療である「手術（外科治療）」、「薬物治療（抗がん剤治療）」、「放射線治療」に加えて、「免疫療法（体の中に侵入した異物を排除するために、生まれながらに備えている能力を高め、がんの治療を行う方法）」が注目されています。近年、免疫療法に用いる「免疫チェックポイント阻害剤」が医薬品として承認され、従来自由診療であった免疫療法による治療が一部保険診療可能となり、患者負担が少なく治療を受けることが可能となりました。

また、遺伝子解析技術の向上により、今後がん予防や治療に新たな展開が期待されております。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究受託事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行うEGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認（以降薬事承認といいます）を取得いたしました。薬事申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジー分野での検査開発をさらに加速していきます。また、次の主力検査として、複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルの開発を進め、2021年10月28日に厚生労働省へ承認申請を行い、2022年11月16日に薬事承認を取得しました。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、及び肺がんコンパクトパネルの継続的な製品改良と市場への普及を最優先事項として取り組んでおります。

① 肺がんコンパクトパネルの製品改良及び市場への普及に向けた取り組み

当社は、肺がんコンパクトパネルの市場への普及を重点課題と捉え各種薬事試験と普及活動を進めております。2022年11月16日にEGFR ALK ROS1 METの4遺伝子を搭載した製品として薬事承認を取得し、現在、国内のマルチコンパニオン検査としては、国産初となるプログラム医療機器検査サービスをメディカルラボトリー（川崎市）にて提供しています。当社検査ラボに一括集約・アッセイ解析を実施するLDT検査として、大手検査会社3社（株式会社ビー・エム・エル社、株式会社エスアールエル社、株式会社LSIメディエンス）での検査取り扱いが開始されております。また、BRAF RET KRAS の3遺伝子をさらに追加する追加承認申請を2022年12月16日に実施しました。7遺伝子がCDx対象として搭載されている製品としての追加申請部分の薬事承認、7遺伝子製品の保険収載に向けた取り組みを実施してまいります。

② EGFRリキッドの臨床現場への普及

当社は、EGFRリキッドの薬事試験を優先事項として進めてきた結果、2020年7月に薬事承認を取得し、2021年5月21日に保険収載いたしました。今後、検査サービスの開始、さらなる有用性の検証を通じた製品価値の向上、市場への普及を実施してまいります。

③ 診断メニューの拡充

当社の重点課題として、診断事業の拡充があります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、EGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルの新規機能追加と、他がん種へのコンパクトパネルシステムの適用など新規検査メニューの開発を積極的に行い、診断メニューの拡充を推進してまいります。

④ 人材の確保

大学、公的病院等と共同研究開発を進めていくうえでは、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後新規サービスメニュー等新たな研究開発を進めていくうえで、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、これら人材の確保に努めてまいります。また、システム開発、臨床検査技師を中心に遺伝子検査にフォーカスした人材補強と各種教育を進めてまいります。

⑤ 営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、十分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。診断事業への展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

⑥ 特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている診断関連コンテンツを中心に積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

(5) 財産及び損益の状況

	第21期 2020年3月期	第22期 2021年3月期	第23期 2022年3月期	第24期(当期) 2023年3月期
売上高(百万円)	361	324	427	327
経常損失(百万円)	128	174	138	365
当期純損失(百万円)	128	172	134	362
1株当たり当期純損失(円)	25.17	30.38	23.15	61.76
総資産(百万円)	743	1,020	890	871
純資産(百万円)	653	930	780	710
1株当たり純資産額(円)	123.19	156.65	133.49	111.86

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 財産及び損益の状況
- ①第21期につきましては、研究事業の新規顧客開拓、診断事業におけるEGFRリキッドの薬事承認を目指し、さらには肺がんコンパクトパネルの開発に着手いたしました。
- ②第22期につきましては、「開発力強化と事業化加速」を経営方針と定め、研究事業の成長と、診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組みました。
- ③第23期につきましては、診断事業における肺がんコンパクトパネルの薬事申請を行い、外部企業と業務提携を行うことで事業化を実現するための戦略の策定に注力いたしました。
- ④第24期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」のとおりであります。
3. 第23期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主な事業の内容

事業区分	事業内容
研究事業	マイクロアレイ受託解析サービス 次世代シーケンス受託解析サービス
診断事業	MammaPrint EGFRリキッド NOIRシーケンス PGT-A 肺がんコンパクトパネル

(7) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 ・ 研 究 所	東京都港区海岸一丁目15番1号
営 業 所	神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1200

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 較 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
36名	5名(増)	43.2歳	8.3年

(注) 従業員数は就業人数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先
該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,353,064株
(自己株式 137 株を含む)
- (3) 株主数 4,861名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三井化学株式会社	523,364株	8.23%
藤 井 衛	315,000株	4.95%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	165,600株	2.60%
上田八木短資株式会社	119,600株	1.88%
小 橋 一 太	116,100株	1.82%
村 上 博	110,300株	1.73%
枝 松 七 郎	93,600株	1.47%
竹 川 公 庸	88,500株	1.39%
森 淳 彦	84,700株	1.33%
上 野 賀 亮	74,000株	1.16%

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
当社は、2022年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬
として新株式を次のとおり発行いたしました。

・取締役（社外取締役を除く）に交付した株式の合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	7,000	2

3. 新株予約権等に関する重要な事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	的 場 亮	
取 締 役	佐 藤 慶 治	・診断事業本部長
取締役（監査等委員）	山 田 國 夫	
取締役（監査等委員）	片 山 登喜男	・有限会社信濃東部自動車学校監査役
取締役（監査等委員）	佐 藤 孝 明	・株式会社島津製作所シニアフェロー （上席執行役員待遇） 基盤技術研究所ライフサイエンス研究所長 ・株式会社iLAC代表取締役社長 ・国立大学法人筑波大学プレジジョン・メディシン開発研究センター特命教授、センター長
取締役（監査等委員）	川 本 祥 子	・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 准教授

- (注) 1. 山田國夫氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、3氏は社外取締役であります。
2. 山田國夫氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、3氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 2022年8月31日をもって、取締役片山登喜男氏は、辞任により退任いたしました。
4. 当社は、社内サポート体制が充実しているため、常勤の監査等委員をおいておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬		
				勤務 継続型	業績 条件型	
取締役（監査等委員 を除く）（社外取締役 を除く）	25,713	24,540	—	586	586	2
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	8,714	8,714	—	—	—	4
合計	34,427	33,254	—	586	586	6

- (注) 1. 上記には当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 2022年6月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、既存の取締役の報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額8,000千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名です。上記の「譲渡制限付株式報酬（勤務継続型、業績条件型）」の額は、各譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬の具体的な内容

(a) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式の発行又は処分を受ける

こととしております。

なお、本制度により当社が自己株式を処分する普通株式1株当たりの払込み金額は、処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたしました。

また、当該普通株式の処分にあたっては、対象取締役が当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件としております。

(b) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による当社の普通株式の処分にあたっては、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項を含むものとしております。

ア. 譲渡制限の内容

対象取締役は、2022年8月10日（払込期日）から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない（以下、「本譲渡制限」といいます。）。

イ. 当社による本割当株式の無償取得

当社は、本割当株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得する。

ウ. 譲渡制限の解除

本割当株式のうち勤務継続型譲渡制限付株式報酬として割当てを受けたもの（以下「本割当株式①」といいます。）については、対象取締役が、2022年8月10日（払込期日）から2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「役員提供期間A」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式①の全部につき、本譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役員提供期間Aにおいて、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、払込期日を含む月から当該喪失日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に本割当株式①の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式①につき、本譲渡制限を解除する。

本割当株式のうち業績条件型譲渡制限付株式報酬として割当てを受けたもの（以下本割当株式②）については、対象取締役が、役員提供期間A中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあることに加え、当社取締役会が目標値として設定した営業利益に係る一定の

業績目標を上回ることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式②の全部につき、本譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役員提供期間Aにおいて、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約に定める計算で按分した数の本割当株式②につき、本譲渡制限を解除する。

(c) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当契約に定める算定式により計算した数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

②当会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

③役員報酬等の額の決定に関する方針

(a) 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

役員の基本報酬（金銭報酬）の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、世間水準、会社業績等を考慮のうえ、年額をもって決定することとなっております。

監査等委員を除く取締役の報酬等の額は、取締役会において年額で決定し毎月定期的に支払うこととなっております。会社の業績が著しく低下し、もしくは役員禁止条項に抵触したときには取締役会の決議により減額することがある旨を役員規則に定めております。また当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外取締役に諮問し答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

なお、当社の役員の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第18回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額6,000万円以内、取締役（監査等委員）について年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、監査等委員である取締役は3名。）です。

(b) 業績連動報酬等に関する方針

売上高、営業利益を軸とし、その他の業績数値や要素にも鑑み総合的に判断しております。業績連動報酬のうち、賞与については各事業年度の業績に応じ、利益や株主への配当金額を考慮し、取締役会で決議された支給基準に則り算定したうえで、株主総会にて決議しております。譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が目標値として設定した営業利益に係る一定の業

績目標を上回ることを条件として譲渡制限が解除される株式報酬であり、その額及び株数は株主総会で決議された範囲内において、取締役会において決定しております。

(c) 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2022年6月22日開催の第23回定時株主総会において年額8,000千円以内と決議されております。

(d) 報酬等の割合に関する方針

固定の金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与及び譲渡制限付株式報酬の比率は、当社の事業環境や他社水準等に鑑み、適切な割合となるように設定することを方針としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等兼職状況と当社との関係

取締役（監査等委員）佐藤孝明氏は、株式会社島津製作所シニアフェロー（上席執行役員待遇）基盤技術研究所ライフサイエンス研究所長であり、株式会社iLAC代表取締役社長であります。また、国立大学法人筑波大学特命教授プレシジョン・メディシン開発研究センター長であります。株式会社島津製作所と当社との間に特別な関係はありません。株式会社iLACと当社との間には共同研究契約と業務委託契約の関係があります。

国立大学法人筑波大学と当社との間には、業務委託契約の関係があります。取締役（監査等委員）川本祥子氏は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所准教授であります。大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	山田 國夫	当期に開催された取締役会13回全てに出席し、経営全般に関する知識、経験を活かした発言を行っており、当社の監査等に反映していただくことや議案審議に必要な助言を行う役割を果たしております。また当期に開催された監査等委員会11回全てに出席し、監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。

取締役 (監査等 委員)	片山 登喜男	当期に開催された在任中取締役会5回のうち4回に出席し、弁護士の立場から疑問点を明らかにするために適宜質問し意見を述べ、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がる役割を果たしておりした。また、当期に開催された在任中監査等委員会5回のうち4回に出席し、監査結果について意見交換、重要事項の協議を行いました。
取締役 (監査等 委員)	佐藤 孝明	当期に開催された取締役会13回全てに出席、同監査等委員会11回全てに出席し、企業経営、専門的技術に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバルな視点から経営全般、専門的技術にあたり意見を述べる役割を果たしております。
取締役 (監査等 委員)	川本 祥子	当期に開催された取締役会13回全てに出席、同監査等委員会11回全てに出席し、専門的技術に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、専門的技術にあたり意見を述べる役割を果たしております。

5. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員である取締役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

個人被保険者が役員等としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害等に対して、保険金が支払われます。

(3) 当社役員の職務の執行の適正性が損なわないようにするための措置

免責金額を設定しており、被保険者が被った損害額のうち、当該免責金額については、被保険者の自己負担となります。また、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害に対しては、保険金が支払わないこととされています。

(4) 保険料の負担割合

当社が保険料を全額負担しております。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 清友監査法人
- (2) 報酬等の額 当期に係る報酬等の額 8,100千円
当社が支払うべき金銭その他
の財産上の利益の合計額 8,100千円
- ①当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めておりません。
- ②会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由：当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積根拠資料等を検証した結果、会計監査人の報酬等について当社経理部門の評価に同意しております。
- (3) 非監査業務の内容 非監査業務は委託しておりません。
- (4) 解任又は不再任の決定の方針
当社都合の他、下記の事項に該当すると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、監査等委員会規則に則り決定し、取締役会に通知します。
- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合
- ③その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列举し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合
- (5) 現に受けている業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。
- (6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約の締結については、定款に規定しておりません。
- (8) 当期中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

7. 会社の体制及び方針

職務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、下記のとおり取締役会において決議しております。

- ①取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - (ア) DNAチップ研究所企業行動基準を制定し、当該基準に基づいた行動を当社取締役に徹底しております。
 - (イ) コンプライアンス管理規則を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス遵守を推進するための体制を整備しております。
 - (ウ) 監査等委員は、取締役会及び会社の重要事項を審議する経営戦略会議に出席し必要に応じ意見を述べるほか、業務執行状況の確認等を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを監査等委員会監査等基準に基づき監査しております。
- ②取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理規則に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存しております。
関係者は必要に応じてこれを閲覧できる体制としております。
- ③損失の危険の管理に関する規則その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるために、リスク管理に係る規則を策定し、経営戦略会議において、リスクの把握、管理、対応を行っております。
- ④取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行の機動性、効率性、実用性を向上するために以下の事項を定めてまいります。
 - (ア) 定例取締役会を適宜開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行っております。
 - (イ) 常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営戦略会議を原則として月1回以上開催しております。経営戦略会議では、当社経営戦略会議規則に基づく経営に関する重要事項の審議及び事業戦略の進捗報告等を行っております。
 - (ウ) 経営戦略会議において、事業計画に基づいた予実管理を行い、差異分析を通じ必要な措置を講じております。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、当社ではコンプライアンス管理規則が制定されております。当規則に基づき、全使用人に対して

コンプライアンス遵守を徹底させるための研修を実施しております。同時に同規則に基づいた内部通報窓口を設け、周知徹底を図ることで、コンプライアンス遵守の実効性を高めております。

- ⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、特定の企業集団に属しておらず、子会社等も存在しないため、該当いたしません。

- ⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項

(ア) 当社は現在監査等委員の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員がこれを求めた場合には、取締役会で協議のうえ、使用人を置くこととしております。

(イ) 監査等委員会より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

(ウ) 当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。

- ⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(ア) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告するものとしております。

(イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部通報の状況及びその内容を速やかに監査等委員会に直接報告することとしております。

- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる必要に関する事項

(ア) 監査等委員は、取締役会及び経営戦略会議に出席するとともに、議事録、決裁文書に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるようにしております。

(イ) 代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜意見交換を実施することとしております。

(ウ) 監査等委員会は会計監査人と適宜意見交換し、会計監査内容について説明を受け、情報交換など連携を図ることとしております。

(エ) 監査等委員会は内部監査の結果について報告を受けることとしております。

(オ) 監査等委員が職務の執行のため合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じることとしております。

(2) 内部統制システム運用状況の概要

当社では取締役会規則及び経営戦略会議規則に従い、取締役会及び経営戦略会

議で意思決定を行っており、コンプライアンスを遵守した業務の適正、効率性を確保しております。2022年4月1日から2023年3月31日までの間に、取締役会を13回、経営戦略会議を21回開催しており、監査等委員はこれらの会議に出席し、適宜意見することを通じて、取締役の職務執行状況を監督しております。これらの会議の議事録は全て適正に作成・保存されております。また監査等委員は、取締役及び使用人からの職務の執行状況を適宜聴取することにより、業務執行状況を監督しており、これらを通じて、業務の適正が確保されております。

コンプライアンス遵守に関しては、コンプライアンス委員会主導の下で、全使用人のコンプライアンス遵守を徹底するための啓蒙活動を行っております。

以上のとおり、当期において、当社では内部統制に関する基本方針に従い、社内体制が適切に構築、運用されていることを確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定して配当政策を実施することを基本方針としています。

また、当社は2月13日より「肺がんコンパクトパネル」の保険適用ならびに検査を開始しました。今後の当社事業の大きな柱と位置付けており、早期黒字化すべく全社をあげて努力してまいります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	525,122	流 動 負 債	121,495
現金及び預金	275,361	買掛金	55,468
受取手形	45,214	未払金	6,121
売掛金	134,123	未払費用	6,317
商 品	401	未払法人税等	6,366
仕掛品	6,105	預り金	2,410
貯蔵品	11,943	前受金	25,080
前払費用	19,770	賞与引当金	19,731
未収消費税等	26,248	固 定 負 債	38,987
前払金	5,461	退職給付引当金	10,702
未収還付法人税等	491	資産除去債務	28,285
固 定 資 産	346,012	負 債 合 計	160,483
有 形 固 定 資 産	113,513	純 資 産 の 部	
建 物	97,546	項 目	金 額
工具、器具及び備品	15,966	株 主 資 本	710,650
無 形 固 定 資 産	163,894	資 本 金	792,498
施設利用権	0	資 本 剰 余 金	820,077
ソフトウェア	130,022	資 本 準 備 金	820,077
ソフトウェア仮勘定	33,872	利 益 剰 余 金	△901,833
投資その他の資産	68,604	その他利益剰余金	△901,833
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	△901,833
長期前払費用	8,492	自 己 株 式	△92
敷 金	60,026	純 資 産 合 計	710,650
そ の 他	85	資 産 合 計	871,134
資 産 合 計	871,134	負債及び純資産合計	871,134

損 益 計 算 書

(自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上 高		327,535
売 上 原 価		363,114
売 上 総 損 失		35,578
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		327,312
営 業 損 失		362,890
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
保 険 配 当 金	40	
そ の 他	0	44
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	476	
株 式 交 付 費	1,681	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損	405	
そ の 他	1	2,564
経 常 損 失		365,411
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,650	
物 品 受 贈 益	974	8,624
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,210	4,210
税 引 前 当 期 純 損 失		360,997
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,346
当 期 純 損 失		362,343

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	642,439	670,018	670,018	△539,490	△539,490
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	139,999	139,999	139,999		
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)	10,060	10,060	10,060		
当 期 純 損 失 (△)				△362,343	△362,343
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	150,059	150,059	150,059	△362,343	△362,343
当 期 末 残 高	792,498	820,077	820,077	△901,833	△901,833

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△92	772,874	7,650	780,524
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		279,999		279,999
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)		20,120		20,120
当 期 純 損 失 (△)		△362,343		△362,343
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△7,650	△7,650
当 期 変 動 額 合 計	—	△62,223	△7,650	△69,873
当 期 末 残 高	△92	710,650	—	710,650

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のも ……により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
の
市場価格のない……………移動平均法による原価法
株式等
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。
商 品……………移動平均法に基づく原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法
仕掛品……………肺がんコンパクトパネル事業 総平均法に基づく原価法
肺がんコンパクトパネル事業以外の事業 個別法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建 物……………定額法（建物附属設備は定率法。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 6～15年
工具、器具及び備品……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
工具、器具及び備品 2～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
また、特許権については、社内における利用可能期間（8年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用……………定額法
 - (4) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当期末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に見合う支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受託解析及び検査業務関連の商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

新型コロナウイルス感染症は、未だ経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、当社肺がんコンパクトパネルの追加遺伝子の薬事承認及び公的医療保険適用に関する手続きの進捗状況には、固定資産の減損の見積りの前提となる将来事業計画を作成するうえでの重要な不確実性が含まれていると判断しております。

2. 当年度の計算書類に計上した金額

固定資産（簿価） 346,012千円
減損損失 4,210千円

3. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度において、当社の研究事業本部が保有する工具器具備品等に対して、4,210千円の減損損失を計上いたしました。当該資産グループについては、当事業年度末時点において、営業活動から生ずる営業損益が継続してマイナスであることなどを検証したうえで減損の兆候に該当するものと判断いたしました。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値と、受託解析事業に係る新型コロナウイルス感染症の拡大や市場の動向などの外部環境の変化とその不確実性を考慮したうえで評価しております。回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額と比較し、正味売却価額の方が高いため、正味売却価額に基づき測定しております。工具器具備品等の正味売却価額は、目的に適合した市場価格の識別や外部の第三者への販売可能性の判断を考慮したうえで算定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、徐々に経済活動正常化に向けてのタイミングを見通すことができつつあり、当社における業績への影響を織り込むことも可能であると想定しながらもまだ完全に収束したわけではないこと、また、肺がんコンパクトパネルの遺伝子追加の薬事承認及び公的医療保険適用に向けた取り組みの中で、各認証機関との交渉が新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおり進まないといったリスクも可能性として考えられますが、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて複数のシナリオを立案・評価しております。その中から最善の見積りを行ううえでの一定の仮定として、2023年度は新型コロナウイルス感染症がそのリスクを季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられることや治療薬開発への期待からそれを機に新型コロナウイルス感染症と経済活動が併存できる状態が実現可能になりつつあること、また、高感度な肺がんコンパクトパネル検査は、新規検査需要の開拓にも繋がる可能性が高く、遺伝子追加の薬事承認及び公的医療保険適用が完了することで現状からさらなる業績向上が見込める事業プランへ移行できることを前提として、事業計画に当該影響を織り込み、固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

(3) 翌事業年度計算書類に与える影響

固定資産の減損が生じる可能性の時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌報告期間以降の計算書類において固定資産の減損に関する会計上の見積りの金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、(2)に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にして

おりますが、今後の新型コロナウイルス感染症及び肺がんコンパクトパネルの遺伝子追加の薬事承認・公的医療保険の適用時期によっては、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 187,365千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引
該当事項はありません。
2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 327,535千円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
東京都港区	事業用資産	工具、器具及び備品	4,210

(1)減損損失に至った経緯

営業活動から生じた損益の継続的マイナスの計上により、事業用資産について減損損失を認識しております。

(2)減損損失の内訳

工具、器具及び備品 4,210千円

(3)グルーピングの方法

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

(4)回収可能性の算定方法

回収可能性の算定にあたっては正味売却価額を用いて計算しており、売却や転用が困難な資産は備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増 加 数	減 少 数	当期末株式数
普通株式 (株)	5,789,700	563,364	—	6,353,064

(注) 増加数は、当社が2022年7月13日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として2022年8月10日及び同年9月27日付で発行した新株式40,000株及び、2023年1月24日開催の取締役会決議により、三井化学株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式523,364株との合計であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増 加 数	減 少 数	当期末株式数
普通株式 (株)	137	—	—	137

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当期末残高 (千円)
		当期首	増加数	減少数	当期末	
2019年度新株予約権	普通株式	34,000	—	34,000	—	—
	合計	34,000	—	34,000	—	—

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 2019年度新株予約権の減少は、権利行使期間終了に伴う戻入れによるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認額	1,537千円
賞与引当金否認額	6,041
減損損失	2,619
繰越欠損金	438,928
その他	12,365
繰延税金資産 小計	461,492
評価性引当額	△461,492
繰延税金資産の純額	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に売掛金の範囲内にあります。

敷金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について企画営業部が主要な取引先の情報を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 受取手形	45,214	45,214	—
(2) 売掛金	134,123	134,123	—
(3) 敷金	60,026	56,800	△3,225
資産計	239,364	236,138	△3,225
(4) 買掛金	(55,468)	(55,468)	—
負債計	(55,468)	(55,468)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
受取手形	45,214	—	—	—
売掛金	134,123	—	—	—
合計	179,337	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形	—	45,214	—	45,214
売掛金	—	134,123	—	134,123
敷金	—	56,800	—	56,800
資産計	—	236,138	—	236,138
買掛金	—	(55,468)	—	(55,468)

負債計	—	(55,468)	—	(55,468)
-----	---	----------	---	----------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 敷金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを償還までの期間に対応する国債利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別、主たる地域市場別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	研究事業	診断事業	
マイクロアレイ受託解析サービス	75,553	—	75,553
次世代シーケンス受託解析サービス	217,756	—	217,756
検査業務サービス	—	5,033	5,033
その他	3,716	25,476	29,193
顧客との契約から生じる収益	297,026	30,509	327,535

主たる地域市場

当社は日本国内においてのみ事業を行っております。

収益の認識時期

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	研究事業	診断事業	
一時点で移転される財	297,026	30,509	327,535
一定期間にわたり移転されるサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	297,026	30,509	327,535

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との取引から生じた債権（期首残高）	173,073
顧客との取引から生じた債権（期末残高）	179,337

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

診断事業に係る不動産賃借契約に伴う原状回復費用等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得資産の使用耐用年数である15年として見積もり、割引率は国債金利に基づいて見積もった0.735%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加額	28,182千円
時の経過による調整額	103千円
期末残高	28,285千円

また、退去時における原状回復費用の見積額が敷金の額を超えない契約については、資産除去債務の負債計上に替えて、当該原状回復費用等見積額のうち当事業年度の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用計上する方法によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

111円 86銭

1 株当たり当期純損失

61円 76銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 DNAチップ研究所

取締役会 御中

清友監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴 田 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DNAチップ研究所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査における不正リスク対応基準」並びに品質管理基準委員会報告第1号「監査事務所における品質管理」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社DNAチップ研究所 監査等委員会

取締役（監査等委員） 山田 國夫 ⑩

取締役（監査等委員） 佐藤 孝明 ⑩

取締役（監査等委員） 川本 祥子 ⑩

(注) 監査等委員山田國夫、佐藤孝明及び川本祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものです。
 なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会において検討の結果異議ありませんでした。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	ま と ば り ょ う 的場 亮 (1965年3月12日生)	1993年4月 財団法人地球環境産業技術研究機構本部研究員 1997年4月 国立奈良先端科学技術大学院大学教員 2002年4月 米国国立衛生研究所 Research Scientist 2006年4月 当社入社研究開発部長 2007年6月 当社取締役兼研究開発部長 2010年4月 当社取締役兼事業本部長 2010年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） 現在に至る	9,000株
2	さ と う よ し は る 佐藤 慶治 (1978年7月15日生)	2004年4月 産業技術総合研究所生体情報解析研究センター総合データベース解析チームアノテータとして就任 2009年4月 国立千葉大学大学院薬学研究院微生物薬品化学研究室助教 2015年5月 当社事業開発本部研究開発部に入社 2018年4月 当社新事業開発部マネージャー 2019年4月 当社新事業開発部長 2019年6月 当社取締役（現任） 診断事業本部長（現任） 現在に至る	13,000株

(注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容及概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち山田國夫氏は、本総会の終結の時をもって辞任になります。ガバナンス体制の強化のため、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。
 なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">【新任】 くじ まさかず 久慈 正一 (1957年1月12日生) ＜社外取締役候補者＞</p>	<p>1980年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社入社 (現 株式会社日立ソリューションズ)</p> <p>1991年5月 米国Hitachi Software Engineering America, Ltd., Marketing Manager, 出向</p> <p>1993年3月 帰任、同年4月国際調達課課長に就任</p> <p>1999年4月 ヒューレット・パッカード・ソリューションズ・デリバリ 株式会社ソリューションズビジネス本部長、出向</p> <p>2002年11月 帰任、ライフサイエンス推進本部所属、 米国MiraiBio Inc., CEO出向</p> <p>2005年4月 米国Hitachi Software Engineering America, Ltd. にMiraiBio Inc. 吸収合併、同社COOに就任</p> <p>2007年4月 帰任、ソリューション開発本部副本部長</p> <p>2008年4月 衛星画像本部本部長に就任</p> <p>2009年4月 理事長就任</p> <p>2010年4月 執行役員就任、衛星画像本部、国際推進本部、 ライフサイエンス本部管掌</p> <p>2010年10月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社と 株式会社日立システムアンドサービス合併、 株式会社日立ソリューションズ発足 同社執行役員に就任</p> <p>2012年4月 米 国 Hitachi Solutions America, Ltd., President出向</p> <p>2014年11月 帰任、株式会社ビジネスブレイン太田昭和出向、 同社執行役員兼務</p> <p>2014年12月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社、 代表取締役社長就任</p> <p>2015年3月 株式会社日立ソリューションズ 執行役員退任</p> <p>2015年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員就任</p> <p>2017年3月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 執行役員退任、 同社海外事業推進、情報セキュリティ担当</p> <p>2018年6月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社、 代表取締役社長退任、同社相談役に就任</p> <p>2018年12月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 退社</p> <p>2019年1月 B&D Partners 代表 (現任)</p> <p>2019年3月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社、 相談役退任</p> <p>2019年5月 台湾Wistron Medical Technology Corp., Business Development Advisor就任</p> <p>2020年4月 Keeogo Japan株式会社設立、 同社カンントリーマネージャーに就任</p> <p>2022年3月 Keeogo Japan株式会社カンントリーマネージャー退任、 Wistron Medical Technology Corp., Business Development Advisor退任 現在に至る (重要な兼職の状況) B&D Partners 代表</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 久慈正一氏は、日立ソリューションズ株式会社をはじめとする執行役員等を数多く経験しており そこで培われた経営全般に関する知識、経験を、当社の監査等に反映していただくことを期待し、 監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
2	さとう たかあき 佐藤 孝明 (1960年3月2日生) <社外取締役候補者>	1982年4月 株式会社味の素中央研究所基礎研究部入社 1990年4月 財団法人癌研究会癌研究所生化学部研究員 1995年7月 米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科/病理学部 Tenure Assistant Professor 1997年5月 理化学研究所分子腫瘍学研究室主任研究員 1997年11月 米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科/病理学 部 Tenure Associate Professor 2003年7月 株式会社島津製作所分析計測事業部 ライフサイエンス研究所主任研究員 2003年10月 米国コロンビア大学医学部病理学部 Adjunct Associate Professor 2004年1月 熊本大学生命資源研究・支援センター・バイオ情報分野 客員教授 2006年10月 株式会社島津製作所分析計測事業部 ライフサイエンス研究所主幹研究員 兼 経営戦略室(次世代医療事業推進部)部長 2008年4月 同 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 兼 経営戦略室部長 同 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 兼 経営戦略室部長 2012年8月 株式会社iLAC代表取締役社長就任(現任) 2013年6月 株式会社島津製作所分析計測事業部 ライフサイエンス研究所フェロー(執行役員待遇) 2014年10月 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 2017年1月 国立大学法人筑波大学プレジジョン・メディシン 開発研究センター特命教授、センター長 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 株式会社島津製作所シニアフェロー(上席執行役員待遇)、 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社島津製作所シニアフェロー(上席執行役員待遇)、 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長 株式会社iLAC代表取締役社長 国立大学法人筑波大学プレジジョン・メディシン開発研究センター特命教授、センター長	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 佐藤孝明氏は、株式会社島津製作所シニアフェローであり、基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所長としての知識・経験を有しており、それらを当社監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。上記の理由から当社の監査・監督等に反映していただくことを期待して監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	かわもと しょうこ 川本 祥子 (1965年2月8日生) <社外取締役候補者>	1995年2月 大阪大学細胞工学センター 助手就任 2002年4月 九州大学生体防御医学研究所 助手就任 2003年9月 国立情報学研究所 学術研究情報研究系 特任研究員客員教授 就任 2004年4月 奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科 客員教授 2008年1月 情報・システム研究機構ライフサイエンス統合データベースセンター 特任准教授副センター長 就任 2016年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所 研究員 就任 2017年4月 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 准教授 就任(現任) 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 准教授	0株
【社外取締役候補者としての理由及び期待される役割】 川本祥子氏は、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所の准教授であり、ライフサイエンス分野の知識・経験をもとに、社外取締役として、社外取締役を希望いたします。			
4	【新任】 おかむら ともゆき 岡村 友之 (1971年1月1日生) <社外取締役候補者>	1995年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学)入社 総合研究所 技術研究所 2003年7月 三井化学株式会社 マテリアルサイエンス研究所 界面制御グループ 表示材料TL 2010年10月 同社 新材料開発センター 機能フィルム・シートPJ 開発TL 2013年8月 同社 ヘルスケア材料事業部 歯科材料グループ 新事業開発TL 2017年5月 同社 ヘルスケア事業本部 企画管理部 事業企画グループ 戦略・提携担当 2019年4月 同社 ヘルスケア事業本部 企画管理部 事業企画グループリーダー 2022年4月 同社 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部 医療事業推進室長(現任) 2022年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 三井化学株式会社 ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部 医療事業推進室長 株式会社日本エム・ディ・エム社外取締役	0株
【社外取締役候補者としての理由及び期待される役割】 岡村友之氏は、化学的視点から、ライフサイエンス分野の知識・経験をもとに、社外取締役として、社外取締役を希望いたします。			

- (注) 1. 久慈正一氏、岡村友之氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 佐藤孝明氏は株式会社iLAC代表取締役社長であり、当社と同社とは業務委託契約があります。
3. 岡村友之氏は三井化学株式会社ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部医療事業推進室長であり、当社と同社とは資本業務提携契約があります。
4. 久慈正一氏、川本祥子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 久慈正一氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、岡村友之氏は社外取締役候補者であります。
6. 監査等委員である社外取締役候補者の独立性並びに社外取締役との責任限定契約について
- (1) 監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
- ① 佐藤孝明氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会日をもって4年となります。
- ② 川本祥子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会日をもって2年となります。
- ③ 久慈正一氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、岡村友之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者、役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者、役員であったこともありません。
- ④ 久慈正一氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、岡村友之氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 久慈正一氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、岡村友之氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は、役員の配偶者、三親等以内の親族その他に準ずるものではありません。
- ⑥ 久慈正一氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏は、岡村友之氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲渡受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対処について該当事項はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。佐藤孝明氏、川本祥子氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また久慈正一氏、岡村友之氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。
- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容と概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役のスキルマトリックスについて

当社取締役会が果たしていくべき監査機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	企業経営 経営 戦略	内部統制	財務会計	研究開発
的場 亮	○	○	○	○
佐藤 慶治	○	○		○
久慈 正一 (監査等委員)	○	○		○
佐藤 孝明 (監査等委員)	○			○
川本 祥子 (監査等委員)				○
岡村 友之 (監査等委員)	○			○

以上

会場ご案内図

会 場	とうしょかいかん 島嶼会館 2階 会議室 東京都港区海岸一丁目4番15号 電話 03(3437)3061
交 通	電車 ・JR浜松町駅北口徒歩4分 ・モノレール浜松町駅徒歩7分 ・都営地下鉄浅草線大門駅徒歩7分 ・都営地下鉄大江戸線大門駅徒歩6分 ・竹芝栈橋徒歩5分 ・ゆりかもめ竹芝駅徒歩5分

会場付近略図



※新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dna-chip.co.jp/>）にて掲載させていただきます。